

(第一部) 第一回 會議錄第十六号 參議院内閣委員会會議錄第十六号

(第一部分)

二九二

第一百五十九回 参議院内閣委員会議録 第十六号

これが私の初めての強烈な印象であったわけでありますけれども。しかし、その後、私自身、十六年ほど前に初めて参議院になつたときには、この障害者と健常者のふれあいサマーキャンプというのを、約三百名ぐらいの規模で毎年キャンプをするということで初めての出会いの場を作つたわけですけれども、その中で感じたことは、結局はノーマライゼーションといふのは、障害ある方もない方とともに一緒に普通のように暮らしていく、また認識しているということだと思います。それはやっぱり、結局は経験といいましょうか、常に障害ある方も同じところで暮らしながら自然とういう違いを認識したり、そういうことが浸透していくノーマライゼーションというものが渗透していくという、そういうことを私自身のふれあいサマーキャンプということで経験をしたところでございます。

そのときは、当時、琵琶湖へ行くのに、列車を借り切つて行くんですね。それと工

事務所へ着きましたら、十六年前で

すから、通ることができないんですね。それと工

事務所が全くない。今日、八代先生とお話を

しておつたんですね。けれども、もう今、本当にどこ

の駅もエレベーターが付きました。また、エレ

ベーターだけじゃなくて、その移動も、幅広歩道

だと、移動も可能にしていくという様々な取組

が行われている。

私も、是非そういうことを更に進めるということ

とともに、これからはまた就労支援ということ

も通じていわゆる社会参加という、そういうこと

がノーマライゼーションの大きな認識となり、ま

たその政策がそれを発展させていくことになるん

じやないか、このように思つております。

○岡崎トミ子君 障害者個人が社会復帰をしてい

くときに、それに対して訓練をする、あるいは

サービスをしていくということから、社会が受

きやいけないというふうに私は是非内閣府にも他

の省庁にもお願いをしたいというふうに思つてい

ますけれども、今御答弁申し上げましたように、

十五年度の状況につきまして都道府県の実態を把握

することができたといたしまして、平成十五年度から都

道府県教育委員会を通じて認定就学者の実態の把握を行つてあるところでございます。

それによりますと、比較的状況をよく把握して

いる都道府県におきましては、例えばその県内の

平成十五年四月入学者のうち、視覚障害一名、聴

覚障害一名、肢体不自由七名、知的障害二十九

名、合計四十名が認定就学であったなど、具体的

な状況が把握されている県もありますが、その一方では、県によりましては、市町村に調査を怠つて、本当にそういう視点からの研究がないわけなんですか? これで、この改正の趣旨として差別、すなわち分け隔てのないこと、このことが大事だというふうに、重要なポイントと考えておりますが、教育面についても同じでしようか。原口議員にお伺いします。

○衆議院議員(原口一博君) この法律の改正によつて、医療、教育、労働、公共施設のバリアフリー、情報のバリアフリー等について、障害者の自立のため新たな規定が設けられることによって、障害者の一層の社会参加が進んで、障害者の権利利益が更に拡充、拡大していく。

正に、今委員御指摘のよう、教育の現場、元々障害者御自身に教育を選択する権利がある。この地域において、自分の住みになつていてる地域において、その教育を、様々な教育を積極的に選択していく。この権利をこの法律の中で読み込まれたところございまして、私たちは、正に権利を保障するためのこの法律でございます。

また、付言させていただきますが、先ほどの差

別のところでも、この見直し、五年以内の見直し

が必要な措置というふうに書いておりますが、こ

こで、正に日本版ADAと申しますか、障害者差

別禁止法、こういったこともこの法律の中では非

定をしてもいいという立法者の意思として

改定されるに当たつて、当然教育の問題につい

て、重要なポイントにもなつてくるわけですか

ら、その実態調査をされたのではないかと思いま

すが、いかがでしょうか。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げま

す。

文部科学省、今回、このように障害者基本法が

改定されるに当たつて、当然教育の問題につい

て、重要なポイントにもなつてくるわけですか

ら、その実態調査をされたのではないかと思いま

すが、いかがでしょうか。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げま

す。

文部科学省のとおり、普通学級に学ぶ障害のある子供の実態を調査すべきとの御指摘をいただきまして、当時の大臣政務官から前向きな回答をさせていただいたところでござります。その後、文部科学省におきましては、平成十四年九月に、小

中学校において適切な教育を受けることができる

と市町村教育委員会が認める場合には小中学校に

就学させることができる認定就学制度を導入いたしましたことから、まずは認定就学者の状況を把握することといたしまして、平成十五年度から都

道府県教育委員会を通じて認定就学者の実態の把握を行つてあるところでございます。

それによりますと、比較的状況をよく把握して

いる都道府県におきましては、例えばその県内の

平成十五年四月入学者のうち、視覚障害一名、聴

覚障害一名、肢体不自由七名、知的障害二十九

名、合計四十名が認定就学であったなど、具体的

に学ぶということが社会への参加なんだというこ

とを伺つて、本当にそういう視点からの研究がな

されていなかつたという懸念があります。今後も

そのままございまして、調査結果の精査が必要であ

るなど、必ずしも十分な把握ができるない県も

あつたところでございます。

この平成十五年の調査では、まだこの制度が始

まりでございまして、調査結果がまだ具体的な把握

されたところございましたので、現在、私ども

まつて間もなくの時期でございましたので、それ

の都道府県教育委員会によつて具体的な把握

の方針や時期、状況などがまちまちでございまし

たことから、全国的なデータの把握まではし切れ

なかつたところでございますので、現在、私ども

では制度実施から一年が経過した時点での状況と

いう観点から、改めて各都道府県に対する調査を

実施しているところでございます。

普通学級に学ぶ障害のある子供の実態につきま

しては、この認定就学の調査の一環として把握し

てまいりたいと考えているところでございます。

○岡崎トミ子君 是非、具体的に実態調査を私ども

ともお示しいただきたいというふうに思つてお

ります。よろしくお願ひします。

○岡崎トミ子君 は、この認定就学の調査の一環として把握し

てまいりたいと考えているところでございます。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げま

す。

御質問の認定就学を受けた子供の数字でござい

ますけれども、今御答弁申し上げましたように、

十五年度の状況につきまして都道府県の実態を把握

しようとしたところございますけれども、十分把握

してあるとはまだ十分把握していない都道府県がございましたのですから、改めて制度実施後一

年が経過した時点での状況という観点から調査を

実施することといたしておりますので、その調査

によりまして就学、認定就学者の状況につきまし

て一定の把握ができるものと考えているという状

況でございます。

○岡崎トミ子君 まず、この認定就学者の、ちょっとこの留意事項を見ただけでも大変ですね。各教育委員会、これを見たときに、本当に積極的にできるのかなどちょっとと思つてしまふんです。障害に対応した学校の施設や設備が整備されていてること、指導面で専門性の高い教員が配置されていること等就学のための環境が適切に整備されていることによつて、小学校又は中学校に就学できる場合が考えられること。このため、認定就学者の認定に当たつては、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて十分に考慮してその判断を行う必要があること。

特に、二つ以上の障害を併せ持つ場合には、日常的に医療的ケアを必要とする場合のように、障害の種類・程度等によつては安全上の配慮や障害に応じた適切な指導の必要があることに十分留意し、慎重に判断する必要がある。こういうことを踏まえながら、障害の種類・程度に応じた適切な教育の内容及び方法について専門官の意見、保護者の意見、児童生徒にとって最もふさわしい教育を行ふと、こういうふうにたくさん書かれたら、いや、なかなか増えないだらうなというふうに私は思うんですが。

私のところで分かっているのは、埼玉県の方がよくお越しになつていて、千百十一人いる。宮城は二百四十二人いるということなんですけれども、本当に、皆さんに認定就学者の制度というのをお配りしております。これを、こういうふうになつてゐるということをごらんいただきたいといふふうに思ふんですけれども、この認定就学者の数は本当に、昨年度、今年度、それぞれ何人かというのを見ましたところ、今、さつきの数をちょっと間違えました。埼玉が一人で、名古屋がゼロ人で、宮城が六人です。数字、ちょっと先ほどの、間違えました。少ないんですね、とても少ないと、間違えました。御自分たちで作られた制度なんですが、こんなに少ないということですね、けれども、こんなに少ないということですね、それはそれぞれ選択している。それでも、かたくなに普通学級に行つてゐる人たちですから、何としてもその実態調査というのが必要だというふうに

思うわけなんですか。

実はこれが、私が是非皆さんに見ていただきたいなというふうに思つておりますのは、この学校の教育法施行令二十二条のところの三ですね。(資料提示)これは、盲者の方は、心身の故障の程度によつて、盲学校に行き、聾者の方は聾学校に行き、知的障害者、肢体不自由児者、病弱者というものは養護学校に行くんだというふうに決められていました。この子供たちの存在をどう考へるのか、八代議員にお伺いしたいと思います。

う子供たちもどんどん増えているという状況なわけなんですね。この子供たちの存在をどう考へるのか、八代議員にお伺いしたいと思います。

サラマンカ宣言の中で統合教育を既に体現して

いる子供たちだというふうに思つておりますので、この存在、制度上は宙に浮いていたんだけれども大変重要だというふうに思つておりますけれども、どういうふうにお考へでしようか。

○衆議院議員(八代英太君) どうも、おはようござります。

私も、基本的には、健康な子供は近い学校に行けて、障害を持つと遠くの学校へ行かなきやならないということがそもそも私は心に引っかかるものがございます。そういう意味では、将来は恐らく、この子にとってどこの教育の場がいいのかと、いう方向はもう世界のうねりだと思いますので、今は交流とかあるいは共同学習とかいつて積極的に地域の健康な子供たちと一緒にということでござりますが、それを認定するとかしないとかといふのは、また調査をするとかしないとかというの

は大したことではないような気がするんですね。したがつて、普通学校で学ぶ子は普通学級の子供と同じように当然教育の権利があると思いますし、そしてまた盲・聾、そうしたものは専門的な分野の先生もおられますから、やはりその子に

児童生徒の就学すべき学校につきましては、市町村教育委員会がその障害の状況、状態を把握し、本人や保護者の意見を聞きながら当該児童生徒の自立と社会参加のために適切な教育が行われるように判断をすべきものと考えております。

なお、交流及び共同学習を積極的に推進すると

に聞いてくれ、文部省に言うとそれは地方の教育委員会の判断ですというふうなことで、平成十四年から新しい施行令でそれぞれ彈力的な運用になつてきて、これは交流、共同学習という方向はだんだん私は多くなつていくだろうというふうに思つんですね。

したがつて、やがては地域の学校に共々学ぶということもあるし、あるいはその学校の健康な子供が足を骨折した、車いすに乗らなきや、一時的に乗らなきやならぬといったら養護学校というところで学ぶというような相互の交流、双方向性を発揮するような形で、今の養護学校を否定するつもりは全くありませんが、それは大切なことだと思いますが、基本的にはその子にとってどの学校がいいかは当事者があるいは親御さんが判断するというが今後の私は流れになつていくだろうし、そういう方向性を見いだすために交流あるいは共同学習というものは、私は、この基本法では、プロローグのような思いを持つて立法に当たつた次第でござります。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。
○副大臣(中島眞人君) ちょっと委員長、よろしくお答えください。

○岡崎トミ子君 あつ、済みません。あの、済みません、時間が。申し訳なくて、申し訳ない。ごめんなさいね。

文部科学省にもこの子供たちの存在を認めています。しかし、このことを私も思つてゐるわけなんですのが、いかがでしようか。

○岡崎トミ子君 あつさり共同学習とらえていふるというふうにお答えいただければ分かつたのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、先ほどちょっとパネルを出させていただきましたが、実はこれを分けていくとき、学校教育施行令第二十二条の三では、「心身の故障の程度」という表現で分けているわけなんです。この言葉は厚生労働省は使っておりますでしょうか。

○政府参考人(塙田幸雄君) 「心身の故障」という言葉につきましては、実は厚生労働省が所管している法律、九つの法律でも使われてゐる例が、言葉としては使われてゐる例がございます。

例えば、日本赤十字社法というのがございますが、これは「役員の解任」という条項で、代議員会は役員が心身の故障のために職務の執行の任に堪えないとときは役員の解任の議決をすることがで、こういった使い方でありまして、九つの法律すべて、法人の役員などが病気などのためにその職務を行うことができない場合の対応について定めるというような使い方がされているということでございます。

○岡崎トミ子君 それでは、文部科学省はいかがでしょうか。この表現は改めるべきではないかと、いうふうに思っております。

○衆議院議員(原口一博君) そういうのは、障害とはその状態だと思いまして、「障害」という言葉は、障害を持つ者の方も非常に多いわけでございまして、「障害の程度」というふうに文部科学省自身が使うことについては是非改めていただきたいというふうに思つておりますが、いかがですか。

○政府参考人(金森越哉君) お答えを申し上げます。

学校教育法施行令第二十二条の三の「心身の故障の程度」という用語につきましては、学校教育法第七十一条の二の規定、「前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。」といふうに文部科学法第七十一条の二の規定を受けて使われているものでございますが、この用語につきましては、今後、特別支援教育の推進に関して検討を行う際の課題としてまいりたいと考えていただきます。

○岡崎トミ子君 是非検討を進めていただきたいと、いうふうに思つておりますので、この教育のノーマライゼーションを言うのであれば、原則はすべての就学予定者に、小中学校通常学級に通知するということ、まずこの原則はすべての子供たちに与えるということで、例外として本人が、保護者が希望するということであれば盲・聾・養護学校に通うことができるというふうにして、ここは原則例外というふうに、原口議員、見えま

すでしようか、というふうな考え方を持つておりますけれども、これを念頭に入れて今後とも検討定めるというような使い方がされているということでございます。

○衆議院議員(原口一博君) 正に、岡崎委員御指摘のとおりだと思います。

障害のある本人が属する地域社会において、インクルーシブかつ利用可能な教育を選択することができる、こういう条件整備を一刻も早く政府に求めたいというふうに思います。

つまり、権利の主体はだれなのか。それは役所でも何でもありません。権利の主体は障害を持つ教育を受ける御本人でございます。ですから、

この権利の主体がその権利を保障されるように条件整備を進めること。コミュニケーションの保障のための環境整備やいろんな環境整備があります。

原則はノーマライゼーション、インクルーシ

ブ、そしてその上で様々な選択がまた別にもあると、いうふうに考えております。

また、この法律で中央障害者施策推進協議会、

この中もいわゆる当事者の意見、障害を持つたお一人お一人の当事者の御意見が反映するように、半数以上はそういう皆さんで委員が占められるよ

うにということを期待して立法したものでございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

皆様、御苦労さまでございます。また、大変な作業をされてきたことに対する心から敬意を表すものでございます。

この改正案を見させていただきて、随分「基本的理念」というものが変わったというか、前進したというか、そんなふうに感じられます。

例えば、障害者の自立及び社会参加の支援、今まで社会参加を促進するというような言い方でございましたし、また、例えば第三条一項であります、今まで「待遇」という言葉を使っておりま

す。今回のこの改正は、そうした障害者の施策の在り方そのものの転換に基本法を合わせていこうと

いうことが底流にあるわけであります。

そして、その改正の一つ一つの条文を見直すに当たって踏まえた考え方というのは、これまで障害者の自立及び社会参加に対する支援が十分ではなかったという認識を踏まえて、障害者の権利の

尊重とノーマライゼーションの推進、地域での自立した生活の実現などの理念に基づいて、障害者の自立と社会参加の支援等を一層推進するということを主眼にして改めたものであります。

また、同時に、障害者の尊厳にふさわしい生活を保障し、自立と社会参加を支援するためには、

障害者に対する差別を禁止し、自立や社会参加の自立と社会参加の支援等を一層推進するということを主眼にして改めたものであります。

また、同時に、障害者の尊厳にふさわしい生活を保障し、自立と社会参加を支援するためには、

障害者に対する差別を禁止し、自立や社会参加の自立と社会参加の支援等を一層推進する

妨げとなつてゐる要因を除去する必要があると、

そのように考えて、今回の改正では、「何人も、障害者に対する差別を理由として、差別するこ

とその他の権利利益を侵害する行為をしてはならぬ。」ことを基本理念として規定をさせていた

すでしようか、というふうな考え方を持つておりますけれども、これを念頭に入れて今後とも検討

していただきたいというふうに思いますけれども、この点についていかがでしようか。

○衆議院議員(原口一博君) お尋ねありがとうございます。

私は、国民としていつも余計なお世話をされ

きらんとした。留置カテーテルを使つてゐるとは

いえ、社会経済活動に参加しようという部分を外

してしまうと一緒じゃないという感じがしてしま

う。私は、國民としていつも余計なお世話をされ

ている立場だから、障害のある人たちもそういう立場を外さないでほしいというふうに思つた。と

いうことで、大変にこれまで生きてきて苦しい立

場についてもおっしゃつておりますので、是非将

来、統合教育の方向を目指すということ、強い私

も決意を申し上げて、ともに活動していくたいと

思つておりますので、皆様よろしくお願ひいたし

ます。

ありがとうございます。

政府の施策としましても、障害者基本計画の見直しが十四年の末に行われましたけれども、その

改正案につきまして内閣委員会で審議いただいておりますことに、まず冒頭感謝を申し上げたいと

思つております。

九年間に障害者基本法が、本日も御出席であります八代先生を中心改正された後、十二年目に

当たるわけであります。

この間、障害者施策とい

うものが大きく変わってきたということが言える

のではありません。

改正案につきまして内閣委員会で審議いただいておりますことに、まず冒頭感謝を申し上げたいと

思つております。

○衆議院議員(福島豊君) 本日は障害者基本法の

改正案につきまして内閣委員会で審議いただいて

おりますことに、まず冒頭感謝を申し上げたいと

思つております。

○衆議院議員(福島豊君) 本日は障害者基本法の

改正案につきまして内閣委員会で審議いただいて

おりますことに、まず冒頭感謝を申し上げたいと

思つております。

○魚住裕一郎君 今、改正案第三条三項の部分を

御紹介いただいたわけありますが、先ほど先行

委員からの質問の中でもとらえられておるわけでございますが、ただ、この第三項、差別、「障害」を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」罰則がないな

という感じがするんですね。基本法だから、そういう理念を定めている部分でそのまま即罰則といふのも変な話かもしませんが、ただ、単なる理

念的な法律に終わってしまうというのはどうなんか、やはり実効性は担保されなければいけないんではないか。せっかく第十条ですか、この法律上の、法制上の措置を講じなければならない、こう

いう規定もございますけれども、この辺についての御見解は、実効性担保についての御見解をお述べください。

○衆議院議員(福島豊君) 委員御指摘のように、この差別禁止の規定というのは基本理念の一つとして位置付けられているわけであります。した

がって、この条項に違反したからといって直接的に損害賠償責任が生じるとか罰則が掛かるとかといつたような法的な効果を生じるものではありません。したがって、その意味では裁判規範性はないということになります。しかしながら、この条

項は、障害者に対して、障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為が社会

通念上許されない違法な行為であることを明確にしていると、ここに私は大きな意義があるというふうに思っております。

障害を理由とする差別が不法行為を構成するとして民法に基づいて損害賠償請求訴訟を起こした場合などは、現実の裁判においてそうした訴えが認められやすくなるものと期待しておりますし、そしてまた、より直接的なといいますか実態的な法制定を進めるべきではないかと、そういう御指摘ではないかといふうに思っております。J.D.A.、日本版の差別禁止法でありますけれども、様々な団体が検討し、またこうした法律を作つてはどうかという提案がなされているというふうに

私は承知をいたしております。

今回のこの障害者基本法の改正に当たつて、この差別禁止についてどのような規定にするのかと、ということについては様々な議論があつたわけあります。そして、この改正においては、まず理念としてそれを明確に定めて、そしてまた社会においてそうした意識を涵養し、そうした流れの中で、この改正案には見直し規定ということも置かれているわけでありますけれども、より具体的な権利を守るために法律の検討が、国民レベルで議論が大いに盛り上がりつついくことを推し進めていくことがあります。

○魚住裕一郎君 そのところに関連いたしまして、要するに差別しちゃいけないよという言い方

であるわけでございますが、逆に百八十度ひっくり返して分け隔てなく社会参加できる権利とい

うものを発想して、そういうことによってこの社会への完全参加が保障されていく、もちろんそういう権利があつても侵害される場合は、状態もある

でしよう。しかし、やはりこの見方というものを大きく変えていけるんじゃないのか。

先ほども教育の関係について質問ございましたけれども、やはり教育を分けることをしないこと

によって、ともに育ち、また学ぶ教育になつていくんではないか、そういうような私、思うところ

でございますが、この辺りについての御見解はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 今回の改正におきましては、教育に関する条文に新しい一項を設けて、

ともに学ぶということをそこに規定をしたわけであります。先ほど来、教育の在り方について岡崎

委員からも御指摘がございましたけれども、私はこう思つております。

一つは、まず前提として先ほど原口先生の方から御指摘ありましたけれども、学ぶ場を選択する

権利、ともに学ぶ権利という権利性がます一つあ

るんだろうというふうに私は思うわけであります。そしてまた、同時に個々の状況に対応してそ

の発達を最大限に支援するような、ニーズに応じた支援という観点がもう一つあるんだろうというふうに私は思つております。

そうしたことを探して教育が組み立てられます。そして、この改正においては、まず理念としていく必要があるんだ。もちろん、この教育と教育の改革というものを進めていく必要がありまして、そうしたことを前提として現実の上で、この改正案には見直し規定ということも置かれているわけでありますけれども、より具体的な権利を守るための法律の検討が、国民レベルで議論が大いに盛り上がりつついくことを推し進めていくことが大切だと、そのように考えております。

○魚住裕一郎君 そのところに差別しちゃいけないよという言い方

であるわけでございますが、逆に百八十度ひっくり返して分け隔てなく社会参加できる権利とい

うものを発想して、そういうことによってこの社会への完全参加が保障されていく、もちろんそういう権利があつても侵害される場合は、状態もある

でしよう。しかし、やはりこの見方というものを大きく変えていけるんじゃないのか。

先ほども教育の関係について質問ございましたけれども、やはり教育を分けることをしないこと

によって、ともに育ち、また学ぶ教育になつていくんではないか、そういうような私、思うところ

でございますが、この辺りについての御見解はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 今回の改正におきましては、教育に関する条文に新しい一項を設けて、

ともに学ぶということをそこに規定をしたわけであります。先ほど来、教育の在り方について岡崎

委員からも御指摘がございましたけれども、私はこう思つております。

そういう表現も変わったところでございますが、

例えば、十五条に「職業相談等」というのがござります。今まででは職業指導というんですかね、

活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充」という文言がございますが、これはよくマスコミ等で報ぜられておりますけれども、社会福祉

法に基づく授産施設以外の無認可の小規模作業所、こういうものがこの条文、条項によつて法的

に位置付けられているというふうに理解してよろ

しいんでしょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 正に、委員の御指摘のとおりであります。小規模作業所に対しての支援、現在大変厳しい状況に置かれているわけであります。最大限の支援をしていかなければいけない、大切な社会福祉サービスの資源であります。

うものは歴史的な制度というものがあるわけであります。そして、この改正においては、まず理念としてそれを明確に定めて、そしてまた社会においてそうした意識を涵養し、そうした流れの中で、この改正案には見直し規定ということも置かれています。

この改正案には見直し規定ということも置かれています。そこで、この改正案には見直し規定ということも置かれています。

うものは歴史的な制度というものがあるわけであります。そして、この改正案には見直し規定ということも置かれています。

回、この十五条三項、「助成その他必要な施策を講じなければならない。」ということでござりますが、この助成の在り方といいますか、額といいますか、その辺はどういうふうになりますか、厚生労働省。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所などが障害者の方々が地域で生活する上で非常に大切な役割を果たしていると考えております。

予算につきましては、委員から御指摘がありましたように、民間団体を通じての補助金の一割

カットという政府の方針の下で、小規模作業所に

対する全体の一割カットの予算に、やむを得ず本

年度予算は組んだところでございます。小規模通

所授産施設につきましても、委員からお話をあり

ましたように、人件費等の状況を見まして、箇所

数を優先的に確保するという観点から一か所当た

りの助成額が五十万円程度減額されたということ

でございますが、いずれにいたしましても、障害

者の方が地域で生活する上で働く場の確保とい

のは非常に大事であります。今回の改正の趣旨を

踏まえまして、障害者の方々の働く場の確保の施

設体系はいかにあるべきかということも考えまし

て、小規模作業所の機能に応じて必要な支援がな

されるように、政府としても最大限の努力をして

いきたいと思っております。

○魚住裕一郎君 この三月時点の塩田さんの御答

弁は、非常に大事だと、それは精力的に検討した

いと。二ヶ月たっているわけでございますが、そ

の今の御答弁は二ヶ月検討された上で御答弁ですか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 障害者の方の地域生

活の上で働く場というのは本当に大事なテーマだ

と思っております。特に、厚生省と労働省が一緒

になつて厚生労働省となつた上で最も期待される

分野の一つだらうと思っております。厚生労働審

議官をヘッドの省内横断的な検討会で、雇用、福祉的就労だけじゃなくて一般雇用への道筋を付け

るということで省を挙げて検討しているところであります。

○魚住裕一郎君 民間企業は法定雇用率一・八%

回、この十五条三項、「助成その他必要な施策を講じなければならない。」ということでござります。

思いは変わりませんし、何とか障害者の方が地

域で働く場が確保できるよう最大限これからも

努力したいと思つております。

○魚住裕一郎君 本当に多くの方が大変な中で

やつっているものですから、是非よろしくお願ひを

したいと思います。

それで、ノーマライゼーションという言葉がございましたけれども、この障害者の雇用促進とい

うのは非常に大事だというふうに思います。た

だ、これ、本来雇用を促すべき、例えば教育委員

会についてはこの法定雇用率の二%も大幅に下

回つているというふうに聞いておりますが、早急

に改善すべきではないかと思いますが、この点は

いかがでござりますか。

○政府参考人(太田俊明君) 都道府県等の教育委員会における実質雇用率でござりますけれども、

今委員御指摘のように、平成十五年六月一日現在

で一・一四%でございまして、法定雇用率の二・

〇%に比べますとかなり低い水準でございます。

これは要因二つございまして、一つは、教育委員会における職員の大部分が教員でございまして、八割ぐらいの方が教員でござりますけれども、当然、教育免許資格者である必要があるわけ

でござりますけれども、現状では教員免許を有す

る障害者の人数が少ないということがございま

す。それからもう一つは、職員の方の採用試験に

おきまして障害者の受験者が少ないということがござります。

このため、私どもとしましては、教育委員会に

対しまして、障害者の採用計画を作成させまして

積極的かつ計画的な採用を行つよう指導を行つ

ておりますし、また文部科学省に対しましても、

教育委員会における障害者の雇用の促進が図られ

るよう要請を行つておきま

ります。

○魚住裕一郎君 民間企業は法定雇用率一・八%

回、この十五条三項、「助成その他必要な施策を講じなければならない。」ということでござります。

思いは変わりませんし、何とか障害者の方が地

域で働く場が確保できるよう最大限これからも

努力したいと思つております。

○魚住裕一郎君 本当に多くの方が大変な中で

やつっているものですから、是非よろしくお願ひを

したいと思います。

それで、ノーマライゼーションという言葉がございましたけれども、この障害者の雇用促進とい

うのは非常に大事だというふうに思います。た

だ、これ、本来雇用を促すべき、例えば教育委員

会についてはこの法定雇用率の二%も大幅に下

回つているというふうに聞いておりますが、早急

に改善すべきではないかと思いますが、この点は

いかがでござりますか。

○政府参考人(太田俊明君) 今委員御指摘ございまして、近年、情報公開制度に基づきました

て情報公開の動きが出てきているところでございま

す。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でござ

います。

私は、まず、二条にあります障害の定義につい

てお伺いをしたいと思うんです。

国連の障害者の権利宣言からいたしますと、こ

の二条の定義の中にあります身体障害、知的障

害、精神障害と、こういうふうに限定されたもの

にはなつていないのでないかというふうに私は

理解をしているんですね、国連の権利宣言から

います。つまり、難病を含めて生活上困難な点

をやっぱり権利宣言は着目しているのではないか

というふうに思うんですけども、本来、改正案

にも難病も含めるべきではなかつたのかというふ

うに思うんですけども、その点どのような御檢

討をされたのか、八代議員にお伺いしたいと思

います。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でござ

います。

導を実施してまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 終わります。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でござ

います。

私は、まず、二条にあります障害の定義につい

てお伺いをしたいと思うんです。

国連の障害者の権利宣言からいたしますと、こ

の二条の定義の中にあります身体障害、知的障

害、精神障害と、こういうふうに限定されたもの

にはなつていないのでないかというふうに私は

理解をしているんですね、国連の権利宣言から

います。つまり、難病を含めて生活上困難な点

をやっぱり権利宣言は着目しているのではないか

というふうに思うんですけども、本来、改正案

にも難病も含めるべきではなかつたのかというふ

うに思うんですけども、その点どのような御檢

討をされたのか、八代議員にお伺いしたいと思

います。

○衆議院議員(八代英太君) 確かに障害者の定義

につきましては、十一年前にも実はこの難病も定

義の中に入れるべきだという、こういう意見もございました。当時は、まだ精神障害者がこの定義

の中に入つておりませんでした。

そこで、精神障害者も手帳制度になり、これが

ら福祉法によつて身体障害者とはという、日本に

は手帳制度があるものですから、継続的にその障

害を有するということが基本的な中でこの基本法

といつものが全体を構成しておるものですから、

日本での手帳制度がいいか悪いかは別としてです

ね。

したがつて、生活に著しくいろんな意味で不自

由な生活を強いるといつ人はすべてこの基本

法の対象ですよといつ我々は基本的な思いを持つ

て、是非それはこれから課題として検討しなけ

ればならないといつ思想と、それと、これは第三

章の中で障害の予防に関する基本的施策の中で、

したがつて一項設けまして、やはり難病といつ人

たちの問題、まだ言葉どおりその原因も治療方法

も分からぬといついう状況もございますので、やは

ります。

○衆議院議員(八代英太君) 確かに障害者の定義

につきましては、十一年前にも実はこの難病も定

義の中に入れるべきだという、こういう意見もございました。当時は、まだ精神障害者がこの定義

の中に入つておりませんでした。

そこで、精神障害者も手帳制度になり、これが

ら福祉法によつて身体障害者とはといつ、日本に

は手帳制度があるものですから、継続的にその障

害を有するといつことが基本的な中でこの基本法

といつものが全体を構成しておるものですから、

日本での手帳制度がいいか悪いかは別としてです

ね。

したがつて、生活に著しくいろんな意味で不自

由な生活を強いるといつ人はすべてこの基本

法の対象ですよといつ我々は基本的な思いを持つ

て、是非それはこれから課題として検討しなけ

ればならないといつ思想と、それと、これは第三

章の中で障害の予防に関する基本的施策の中で、

したがつて一項設けまして、やはり難病といつ人

たちの問題、まだ言葉どおりその原因も治療方法

も分からぬといついう状況もございますので、やは

ります。

○衆議院議員(八代英太君) 確かに障害者の定義

につきましては、十一年前にも実はこの難病も定

義の中に入れるべきだという、こういう意見もございました。当時は、まだ精神障害者がこの定義

の中に入つておりませんでした。

そこで、精神障害者も手帳制度になり、これが

ら福祉法によつて身体障害者とはといつ、日本に

は手帳制度があるものですから、継続的にその障

害を有するといつことが基本的な中でこの基本法

といつものが全体を構成しておるものですから、

日本での手帳制度がいいか悪いかは別としてです

ね。

したがつて、生活に著しくいろんな意味で不自

由な生活を強いるといつ人はすべてこの基本

法の対象ですよといつ我々は基本的な思いを持つ

て、是非それはこれから課題として検討しなけ

ればならないといつ思想と、それと、これは第三

章の中で障害の予防に関する基本的施策の中で、

したがつて一項設けまして、やはり難病といつ人

たちの問題、まだ言葉どおりその原因も治療方法

も分からぬといついう状況もございますので、やは

ります。

○衆議院議員(八代英太君) 確かに障害者の定義

につきましては、十一年前にも実はこの難病も定

義の中に入れるべきだという、こういう意見もございました。当時は、まだ精神障害者がこの定義

の中に入つておりませんでした。

そこで、精神障害者も手帳制度になり、これが

ら福祉法によつて身体障害者とはといつ、日本に

は手帳制度があるものですから、継続的にその障

害を有するといつことが基本的な中でこの基本法

といつものが全体を構成しておるものですから、

日本での手帳制度がいいか悪いかは別としてです

ね。

したがつて、生活に著しくいろんな意味で不自

由な生活を強いるといつ人はすべてこの基本

法の対象ですよといつ我々は基本的な思いを持つ

て、是非それはこれから課題として検討しなけ

ればならないといつ思想と、それと、これは第三

章の中で障害の予防に関する基本的施策の中で、

したがつて一項設けまして、やはり難病といつ人

たちの問題、まだ言葉どおりその原因も治療方法

も分からぬといついう状況もございますので、やは

ります。

○衆議院議員(八代英太君) 確かに障害者の定義

につきましては、十一年前にも実はこの難病も定

義の中に入れるべきだという、こういう意見もございました。当時は、まだ精神障害者がこの定義

の中に入つておりませんでした。

そこで、精神障害者も手帳制度になり、これが

ら福祉法によつて身体障害者とはといつ、日本に

は手帳制度があるものですから、継続的にその障

害を有するといつことが基本的な中でこの基本法

といつものが全体を構成しておるものですから、

日本での手帳制度がいいか悪いかは別としてです

ね。

したがつて、生活に著しくいろんな意味で不自

由な生活を強いるといつ人はすべてこの基本

法の対象ですよといつ我々は基本的な思いを持つ

て、是非それはこれから課題として検討しなけ

ればならないといつ思想と、それと、これは第三

章の中で障害の予防に関する基本的施策の中で、

したがつて一項設けまして、やはり難病といつ人

たちの問題、まだ言葉どおりその原因も治療方法

も分からぬといついう状況もございますので、やは

ります。

○衆議院議員(八代英太君) 確かに障害者の定義

につきましては、十一年前にも実はこの難病も定

義の中に入れるべきだという、こういう意見もございました。当時は、まだ精神障害者がこの定義

の中に入つておりませんでした。

そこで、精神障害者も手帳制度になり、これが

ら福祉法によつて身体障害者とはといつ、日本に

は手帳制度があるものですから、継続的にその障

害を有するといつことが基本的な中でこの基本法

といつものが全体を構成しておるものですから、

日本での手帳制度がいいか悪いかは別としてです

ね。

したがつて、生活に著しくいろんな意味で不自

由な生活を強いるといつ人はすべてこの基本

法の対象ですよといつ我々は基本的な思いを持つ

て、是非それはこれから課題として検討しなけ

りこれも含めて、将来には、次の見直しではやはり難病の人を入れるという前提に立ちながら、お互いの了解を得て、一項設けることによって、さらにまた、附帯決議等々でこの辺を押さえつつやるということが、最後のお互いの了解点であったというふうに思っております。

基本的にには、もうすべての、自分は不自由であると、障害を持っていると、病気であろうと何であろうとという、思う人がすべてこの基本法のやはり対象であるという我々の意図というものは伝えなければならないというふうに思つておりますが、いろいろその補助制度とか、あるいはまた補装具制度とか、いろんなその福祉法にまつわる背景があるものですから、どうしてもそこは越えることができなかつたというのが率直な私の今の思いでございます。

しかし、次には何としても、難病の方々を始めいろんな人たちが、私は障害を持つておられるという人たちはすべてこの基本法の対象となるべく改正を目指さなければならぬと、こんなふうに思つております。

○小林美恵子君 今の御答弁をお伺いしますと、要するに、障害の定義には入つていなければ日常生活活動が著しく制約を受けるという方々についても、そういう精神は入つておられるということを理解してよろしいでしようか。

○衆議院議員(八代英太君) それぞれ障害を全部列挙しますと、これはもうともとも一行や二行じや済まないものですから、てんかんの人もいる、あるいは自閉症の人もいる、あるいは発達障害の人もいる、ベーチェットの人も、いろんな方が、障害を持つておられるという認識の下で病と闘っている方がいるわけですね。そういう人たちは当然私はこの基本法の対象の範囲でもって、そしてそれに照らし合わせながら、きめ細かい施策をするように行政を含めた政府は努めなければならぬという趣旨でこの第三章の中にその言葉を盛り込んだつもりでおります。

○小林美恵子君 次に、障害者の方の権利につい

てお伺いをしたいと思うんです。

改正案の三条なんですかけれども、すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障する権利を有すると明記をされました。同時に、その二項には、すべて障害者は、社会を構成する員として社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられますと示されています。その「与えられる」という用文言なんですかけれども、これやっぱり参加する権利として、参加する機会が与えられるというよりも参加する権利というふうに、の方が、やっぱり障害者の方の権利を基本理念としてもうたつておるのではないかというふうに考えるんですけども、その点、提案者の方にお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(八代英太君) 例えば、障害者週間にというものを、十二月九日が、障害者の日が今までございましたね、今度週間にしました。私は、この週間も障害者の日もなくなるということを目指したいと思っています。

そういう意味では、権利は当然、憲法第十四条にも法の下にすべての人が平等であるということをうたつてある。にもかかわらず、やはりその権利が侵害されたりということは、対健康な人といふ社会を、全体を通して、あなた方がそうします。たゞ、この条約の発効は早いペースだと思いまして、日本も積極的な批准の方向ですので、そうしますと、この権利条約に照らし合わせて、日本も積極的な批准の方向ですので、そうしますと、この基本法も当然その権利条約に照らし合せながら、まあいろんな問題点が新たに惹起しているんですねよという一方では訴えます。そして、当事者の、障害を持った我々にとっては権利はあるんだよと、あるんだけれども、その対象とするすべての国民がその意識を持つてもらわなければ駄目なんだということになりますと、やはりそういうことで与えられるものであるんだから皆さんは障害者を差別してはいけませんよ、完全に平等の社会を作らなければいけませんよと

という一つの訴えにも似た条文であるということ

も御理解いただきたいと思います。

○小林美恵子君 国民に向けての呼び掛け等といふことでおっしゃつておられましたけれども、私はやっぱり障害者の方の御本人の権利として強調していただけばなどというふうに改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それと、基本理念の中の、これは質問にはなりませんけれども、さつきの方もおっしゃいましたけれども、差別の禁止ということが盛り込まれています。それはやっぱり大きな前進だと思いますけれども、ただ先ほどの方もおっしゃつておられたけれども、理念だけでは実効力がやっぱり伴わないというふうに思いますので、その点はやっぱり実効力を伴うように差別禁止法の制定などが今後は検討が必要なのではないかというふうに思いますけれども、その点、質問にはしませんと言いましたけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(八代英太君) 今ちょうど国連では障害者の権利条約についての議論が始まっていますけれども、それはやつぱり大きな前進だと思いますけれども、ただ先ほどどちらもお話をございましたけれども、理念だけでは実効力がやっぱり伴わないというふうに思いますので、その点はやっぱり実効力を伴うように差別禁止法の制定などが今後は検討が必要なのではないかというふうに思いますけれども、その点、質問にはしませんと言いましたけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(八代英太君) 今ちょうど国連では障害者の権利条約についての議論が始まっていますけれども、それはやつぱり大きな前進だと思いますけれども、理念だけでは実効力がやっぱり伴わないというふうに思いますので、その点はやっぱり実効力を伴うように差別禁止法の制定などが今後は検討が必要なのではないかというふうに思いますけれども、その点、質問にはしませんと言いましたけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(八代英太君) そこで私もお伺いしたいんですけれども、今の障害の種別に応じた教育というのは、私は歴史的に役割を果たしてきて、障害児の成長を支えてきたというふうに思うんですね。現に障害児学校の在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数は増えています。そこには個々の障害に応じたというふうに思うんですね。現に障害児学校の

そこで私もお伺いしたいんですけれども、今の障害の種別に応じた教育というのは、私は歴史的に役割を果たしてきて、障害児の成長を支えてきたというふうに思うんですね。現に障害児学校の

在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数は増えています。そこには個々の障害に応じたというふうに思うんですね。現に障害児学校の

知しておりますし、私たちは自民党でございますが、自民党の方で最もこの問題はやはり議員間で勉強会を始めようということになつてきております

ので、だんだんそういう情勢というものは世論も含めまして盛り上がりしていくんじゃないかという

期待感は持つておりますので、やがてそういうと

きは来るのではないかという予感はいたしております。

○小林美恵子君 障害者の方々の差別禁止法を制

定してほしいという、そういうお気持ちには非こ

たえていきたいなというふうに思つております。

○衆議院議員(八代英太君) 今ちょうど国連では

も、これはるる先ほどからもお話をございましたけれども、障害のある児童生徒と障害のない児童

及び生徒の交流及び共同学習を積極的に進めると

いうふうに思つておられます。

そこで私もお伺いしたいんですけれども、今の

障害の種別に応じた教育というのは、私は歴史的

な役割を果たしてきて、障害児の成長を支えてき

たというふうに思うんですね。現に障害児学校の

在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八

百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数

は増えています。そこには個々の障害に応じた

というふうに思うんですね。現に障害児学校の

在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八

百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数

は増えています。そこには個々の障害に応じた

というふうに思うんですね。現に障害児学校の

在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八

百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数

は増えています。そこには個々の障害に応じた

というふうに思うんですね。現に障害児学校の

在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八

百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数

は増えています。そこには個々の障害に応じた

というふうに思うんですね。現に障害児学校の

在籍者は、この五年間でいきますと、八万八千八

百十四人から九万六千四百七十三人と、在籍者数

でしようし、それはなかなか普通学校では難しいと思いますね。聾学校は聾学校で手話を含めたそういうした口話術等々の教育も熱心に行われておりますので、そこもまた重要な要素だと思います。

したがって、私は養護学校は養護学校としての機能と申しますか中身というものは評価をする。しかし、普通学校という中で健康な子供と障害を持つた子供が、大人の社会は統合されているのに子供の世界では分離されているということをまた一方ではいろんな事件が起きたりする、また悲しみを訴える方も多いというならば、そこは親御さんと地域の教育委員会がよく相談し合って、お互に双方向で交流し合いながら、地域とともに生きるというのが本来の姿だというふうに思っています。

ですから、盲・聾・養護学校、なかなか、かつてよりも今は中身が充実しておりますとして、マンツーマン教育等々やっている、すばらしい教育実践もございますので、そこは評価しつつ、やはり最終的には親御さんが、この子にとってどの教育の場がいいのかということは、やはりむしろそこにニシシアチブを取らせるような方向は今後必要になってくるだろうというふうに思います。

今先生がおっしゃるように、それぞれ専門分野の教育は大変必要だと私も思っております。

○小林美恵子君 それぞれの障害児学校、学級の個別の障害に応じた教育というのはやっぱり大切だというふうにおっしゃっていましたので、その点は本当に大臣に確認していただきたいというふうに思っております。

次に、私は厚生労働省の方にお伺いをしたいんですけれども、障害者の雇用確保と、それから生活支援にかかわってお聞きをしていきたいというふうに思います。

障害児、障害を持つ子供たちが、障害児学校や、特に養護学校高等部を卒業してからの雇用の場とそういう生活支援の施設というの、本当に重要だというふうに思うんですね。しかし、人間社会学部紀要に掲載されていました中野純子さ

ん、伊藤セツさんの論文があるんですけれども、養護学校における就労支援の現状というのがございました。それを拝見いたしましたと、養護学校卒業者は進学でも就職でもないという卒業生が七四・八%に上っているというふうに指摘をされています。つまり、養護学校の高等部まではそれは安心をしているという面があると思うんですけど、それどころか、いざ卒業してしまうとその後の行く末がどうなるか分からぬというのは、御本人もやつぱり御家族の方も本当に不安だというふうに思っています。

そういう点では、雇用の確保と入所、通所の施設の拡充というのはやっぱり必要だというふうに思っていますけれども、この点、厚生労働省の方の

まず御認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(塩田幸雄君) 養護学校の高等部の卒業生の進路の問題ですけれども、平成十五年度の結果を見ますと、通所施設を始めとするいわゆる社会福祉施設等に行かれる方が五割以上、強おられる方の率が下がっているということで、大変大きなテーマになつていています。

○福井サイドの取組として、通所授産施設とか、

先ほどから議論に出ている小規模作業所、結果的に小規模作業所に行かれる方が増えていくという

ことになつていて、新障害者

プランでも通所施設を重点的に整備するとい

うふうに思つております。

次に、私は厚生労働省の方にお伺いをしたいんですけれども、障害者の雇用確保と、それから生活支援にかかわってお聞きをしていきたいというふうに思います。

障害児、障害を持つ子供たちが、障害児学校や、特に養護学校高等部を卒業してからの雇用の場とそういう生活支援の施設というの、本当に重要だというふうに思うんですね。しかし、人間社会学部紀要に掲載されていました中野純子さ

でしようし、それはなかなか普通学校では難しいと思いますね。聾学校は聾学校で手話を含めたそういうした口話術等々の教育も熱心に行われておりますので、そこもまた重要な要素だと思います。

したがって、私は養護学校は養護学校としての機能と申しますか中身というものは評価をする。

しかし、普通学校という中で健康な子供と障害を持つた子供が、大人の社会は統合されているのに子供の世界では分離されているということをまた一方ではいろんな事件が起きたりする、また悲しみを訴える方も多いというならば、そこは親御さんと地域の教育委員会がよく相談し合って、お互に双方向で交流し合いながら、地域とともに生きるというのが本来の姿だというふうに思っています。

ですから、盲・聾・養護学校、なかなか、かつてよりも今は中身が充実しておりますとして、マンツーマン教育等々やっている、すばらしい教育実践もございますので、そこは評価しつつ、やはり最終的には親御さんが、この子にとってどの教育の場がいいのかということは、やはりむしろそこにニシシアチブを取らせるような方向は今後必要になってくるだろうというふうに思います。

今先生がおっしゃるように、それぞれ専門分野の教育は大変必要だと私も思っております。

○小林美恵子君 履用の確保といいますか、そういうのは本当に大きな役割を果たされているといふうに思つます。

それで、小規模作業所についてお伺いをしてい

ます。そういう点では、雇用の確保と入所、通所の施設の拡充というのはやっぱり必要だというふうに思つてますけれども、この点、厚生労働省の方の

まず御認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中で、社

会施設が不足しているという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大きなか題になつていて思つております。

○福井サイドの取組として、通所授産施設とか、

先ほどから議論に出ている小規模作業所、結果的に小規模作業所に行かれる方が増えていくとい

うことでございます。近年は一般の就労に行か

れる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業所は障害

者の方々の地域生活の上で非常に重要な役割を果

たしていると思っております。

先ほどの御質問にありましたように、障害者の

方々が一般就労とか法律上認められた福祉施設へ

の通所とか入所ができるないという現状の中での、小規

模作業所が結果的に数を増やして、大きな役割を

担つておる方の率が下がっているということで、大変大き

なテーマになつていて思つております。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業

くということでありまして、私どもとしては、今回の改正の趣旨を踏まえ、また関係の団体の方々の生の声が実現するよう最大限努力する観点で努力をするつもりでございます。

○小林美恵子君 今おっしゃいました、関係者の方々の生の声とおっしゃいましたけれども、私は、今日、共同作業所で障害者の皆さんにお作りになつてある品物を持つてまいりました。これがマグカップであります。それからこれは石けん、環境石けんなんですね。それとこちらが名刺になつています。ちょっと、こうなつてあるんですけれどもね。これ、入れ物は違うんですよ。この名刺は本当に重度の障害者の方が介助の方の力をかりてお作りになつてあるというふうに言つているんですけれども、私はこの品物の中には障害者の皆さんは本当に喜びという方が本當にここに表れてるというふうに思つてますよ。

この小規模作業所が今、補助金が減らされていつてどういうふうになつてあるかというのを私は厚生労働省の方は本当に認識しなくてはならないというふうに思つてます。先日、全国的な集会もございましたけれども、私のところにも大阪の共同作業所の方々がお見えになりました。

その方々のお話を紹介しますと、作業所を始めて二十五周年になるところがあるんですね。でも、施設が本当に老朽化して整備が求められてるのに予算が足りないと。また、障害者雇用の拡大をすると政府なんかは、行政は言うけれども、だけれども実態は、養護学校卒業生を受け入れているのはやっぱり自分たち作業所なんだというふうにおっしゃっているわけですね。その作業所が一万円、二万円の仕事を探すのも、草引き作業などを見付けて、やっと探してきたのが一万円、一万円の仕事だということで、仕事を探すのも困難なんだというふうにおっしゃっているわけです。だから、どうしても補助金をやっぱり拡充してほしいというのがこういう方々の思いなんですよ。

今回のやつぱり法改正を土台にしまして、こういう面でもしっかりと、厚生労働省として、国と

すよね。

さらに、私ももう一つ紹介したいと思います。

作業所に行かれている方も仕事がない場合があ

るんですよ。働きたい、仕事をしたい、仕事がやれるのに仕事がないつらさというのが本当に分

かるんですかということを私たちも言つてますよ。

それは、やっぱり厚生労働省さんはしっかり

と御認識をしていただきたいというふうに思つう

です。

ですから、今なかなか補助金拡充しますとい

うふうに御答弁なさらないんだけれども、これは本

当に拡充するというふうに何とかやつていただき

たいということを再度私は強調をさせていただき

たいというふうに思うんですけども、いかがで

すか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 私自身もいろんな小

規模作業所を訪ねて、先生から御紹介されたよう

なすばらしい生産物だけじゃなくて、IT技術を

活用して一般企業と伍している方もいらっしゃいます。

いろいろな小規模作業所がありますけれども、機

能に応じて支援策、きちんとした支援策が講じら

れますよう、今回の障害者基本法の改正の趣旨が

実現されるように私どもも全力を尽くす所存でござります。

○小林美恵子君 私、もう一つお聞きしたいと思

いますけれども、今回の法改正で、たしか九条だ

と思ひますけれども、都道府県、市町村に障害者

計画を義務付けていると思うんですね。

既に、その計画というのは今までの場合でも、

昨年三月の段階でいきましたら九〇%、市町村が

しかし、数値目標というのを示しているのは三

〇%しかないですね。なぜ九割も計画をしていて

いるのですね。そこそこ開拓も計画を作りに取り組んでるというのがあります。

ただ、今日の議論の中でもございました、この差別禁止規定がやはり裁判規範性がないんだと。要は、法規範性はあるけれども、抽象的権利にとどまっているがために政治部門での救済しか望めないという、これが基本法の性格だということ

で、今日の話にも出てきましたけれども、やはり裁判規範性を持つた日本版障害者差別禁止法、通常JDAと呼んでいますけれども、こういったものを作つてはいかがかということで、多くの障害者団体からも要望がござります。今日の提案者の八代先生ともこの意見交換等をさせていただきました、私自身も議員になる前から、このJDAを作る全国ネットワークの事務局を担当していた

して財政支援を行なべきだというふうに私は思ひますけれども、厚生労働省、いかがですか。

○委員長(和田ひろ子君) 塩田部長、時間が経過しておりますので簡潔にお答えを願います。恐れ

ります。

○政府参考人(塩田幸雄君) 委員が言われました

ように、計画を作つてある市町村のうち数値目標

があるのは三七%というござります。この数が低いのは残念なことです。やはり高齢者福

祉に比べて障害者福祉については市町村のばらつきが大変大きい、格差が大きいということで、全

国どこの市町村でも同じような水準のサービスが

図られることが必要だと思います。

そういう観点では、財政的援助が必要なことはもちろんですが、制度の仕掛け 자체にもいろいろ問題があると思っておりまして、今回の障害者基

本法で市町村に計画作成が義務付けられたということも一步前進につながると考えております。

○小林美恵子君 質問を終わります。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。

いろんな小規模作業所がありますけれども、機

能に応じて支援策、きちんとした支援策が講じら

れますよう、今回の障害者基本法の改正の趣旨が

実現されるように私どもも全力を尽くす所存でござります。

○小林美恵子君 無所属の黒岩宇洋でございます。

いろんな小規模作業所がありますけれども、機

能に応じて支援策、きちんとした支援策が講じら

れますよう、今回の障害者基本法の改正の趣旨が

実現されるように私どもも全力を尽くす所存でござります。

○小林美恵子君 私、もう一つお聞きしたいと思

いますけれども、今回の法改正で、たしか九条だ

と思ひますけれども、都道府県、市町村に障害者

計画を義務付けていると思うんですね。

既に、その計画というのは今までの場合でも、

昨年三月の段階でいきましたら九〇%、市町村が

しかし、数値目標というのを示しているのは三

〇%しかないですね。なぜ九割も計画をしていて

いるのですね。そこそこ開拓も計画を作りに取り組んでるというのがあります。

ただ、今日の議論の中でもございました、この差別禁止規定がやはり裁判規範性がないんだと。要は、法規範性はあるけれども、抽象的権利にとどまっているがために政治部門での救済しか望めないという、これが基本法の性格だということ

で、今日の話にも出てきましたけれども、やはり裁判規範性を持つた日本版障害者差別禁止法、通常JDAと呼んでいますけれども、こういったものを作つてはいかがかということで、多くの障害者団体からも要望がござります。今日の提案者の八代先生ともこの意見交換等をさせていただきました、私自身も議員になる前から、このJDAを作る全国ネットワークの事務局を担当していた

ていただきました。

多くの経営者の皆さんには、やはりすべての差別が禁止されると、すなわち、どんなちっちゃな商店でも例えばスロープ等を付けなきやいけない、そうでなければ一々訴えられて損害賠償を受けることを訴える、そういう懸念があるようですね。それは、やっぱり厚生労働省さんはしっかりと御認識をしていただきたいというふうに思つう

いといふ、ただ、裁判所でやはり差別されたといふことを訴える、そういう規範が欲しいといふことを訴える、この思いで今多くの日本の障害者団体も動いています。

ういふことは全くなくて、過度な負担はさせなければいけないといったような懸念があるようですね。うですけれども、アメリカの例を見ても、実はそ

ういったことは全くなくて、過度な負担はさせなければいけないといつたような懸念があるようですね。うですけれども、アメリカの例を見ても、実はそ

ういふことは全くなくて、過度な負担はさせなければいけないといつたような懸念があるようですね。うですけれども、アメリカの例を見ても、実はそ

基本法の成果というのも、大変私は行政の取組も高く評価したいと思っておりますし、障害者の意識も大きく自立へ変わってきたというのは、やはりこの理念法というもの効果というのも大変大きいというふうに思うんですね。

それでもなお日本国民が信頼できないとすると、正にタカヒロ・クロイワの世界の、個人主義の世界に入ることが日本の歴史観の中でいいかどうかも含めて、これからその実定法は超党派でいろいろ勉強しながら、これをベースにしながらやっていきたいと、このように思っております。全く賛成でございます。

○黒岩宇洋君 八代先生の全く賛成という力強い言葉を聞きまして、多くの障害者の皆様もやっぱり明るい日差しが見えてきているんだと、そう思っております。

そうしましたら、議論を進めまして、十三条こ

この「年金等」というこの条文が、若干の条文立
てが変わりまして今回含まれているんですけどけれど
も、この条文の中で、あえて「障害者の自立」と
いう言葉がございます。あえて、これ生活の安定
というだけでなく、自立に対して、年金、手当
等の制度に關し、国というものは必要な施策を講じ
なければいけないとございます。

私、これでやはり今大変懸案事項となつております
無年金障害者の問題 私、これ提案者の皆さん
も念頭に置きながら、この条文、私は改正した
んじやないかと、そう思つておるんですけどけれど
も、この無年金障害者問題というのは、実は長年の
懸案事項でございまして、ただ、今年の三月二
十四日、東京地方裁判所での学生無年金裁判で原
告側が全面的に勝利したということで脚光を浴び
ております。

ただ、八代先生、私どもは、実は二年前にこの無年金障害者問題を考へる議員連盟というものを作りましたときには、世間からの、なかなか、何といいましょうか、受入れも弱くて、その中で地道に八代会長を担いで我々活動してきたという経緯がございます。

そこで、これは厚労省の塩田部長の方にお聞きしたいんですけども、実は二年前に、十四年七月に坂口試案というものが提出されました。実際に、その前に、今からさかのほること十年前に、平成六年に当参議院の厚生委員会でも附帯決議をもちまして、この無年金障害者に対する対応は速やかに福祉的措置も含めて対応しなければいけないという、これもう十年前の附帯決議でござります。これ、衆参の本会議でも決議されたんですけども、この附帯決議、そして二年前の坂口試案を受けまして、厚労省としていかなるその速やかな対応をしてきたか、それをお答えください。

○政府参考人(塩田幸雄君)　障害保健福祉部としての取組を申し上げたいと思いますが、障害年金の受給状況も含めまして障害者の生活実態を明らかにするという目的で、昨年、障害者の生活状況に関する調査を行いまして、八月にその調査結果を公表したところでございます。

それによりますと、例えは障害年金を受給して

いない障害者は受給している方と比較しまして、相対的に所得の低い者が多いということ、それから生活保護を受けている割合が高いということなどが明らかになつております。また、障害者の置かれている経済状況は区々でありまして、かなりいろいろなケースがあつて幅があるということが分かつたところでござります。

○黒岩宇洋君 これ、坂口大臣の本当に大英断をもつての試案を出していただいて、結果的に厚労省としてしたことは、今部長がおっしゃった生活実態調査、これ具体的に言いますと、平成、多分十四年度の予算から一千万を捻出して、そして、実際には五百数十名の方のアンケートに、丸一年掛けてアンケートを作ったという、ここまでなんですね。更に突っ込んで言いますと、その五百数十名の中に今回の裁判でも問題になつた学生による無年金だったという方が一人もいりません。

ですから、このアンケートの内容というのは吟味
しようがないという、これが坂口大臣の試案を受
けた速やかな対応、かれこれもう二年近くたつて
いるんです。

今回の、三月二十四日の裁判を受けまして、四
月六日に、これ与党の皆さんのが御苦勞されて、与
党協議会で合意文書といふものを出されています
ね。これでも、速やかに無年金問題を解決しよう
という、こういう与党の姿勢も表れてきました。
これを受けて、更なる厚労省の対応というものは
何か図られるんでしょうか、これについてお答え
ください。

○大臣政務官(竹本直一君) 今先生おっしゃつた
ように、年金を受給していない障害者への対応で
ございますが、平成十四年に坂口大臣の試案が出
ましたし、それからその年に障害者基本計画とい
うのも出ております。また、今年には二月に与党
合意がありまして、こういったものもものを
受けまして、福祉的措置による解決ということに

ついて検討を続けてきたところであります。こういった中、四月六日の、与党における合意を受けまして、翌日七日に発表いたしました坂口大臣の談話の中でも述べておりますが、学生等の年金制度の発展過程で生じた特別な事情、これは学生が、任意加入時代に未加入であった者への対応をどうするかという問題でござりますし、ま

○黒岩宇洋君 竹本政務官、ありがとうございます。
す。政務官には私たちの議連にも参加していました
が六割になつております。そういうこととの関
連等を十分考慮いたしまして、適切な措置がどの
辺にあるかということを検討しているところでござ
ります。

がございまして、学生の任意加入時代に年金に入つていなかつたから無年金になつたとか、あとは在日外国人の方、この方々は年金に入れないと、排除されていた時代に障害を負つたがために今、年金がもらえない方とか、そのほか主婦無年金とか、幾つかの類型あるんですねけれども、福祉的措置といった場合には、これは類型としては、未加入、未納の皆様へも、これはただ単に加入しないがつたという方々ですね、こういった方々に对しても当然措置を講ずるものと思われますが、いかがでしょうか。

ころは年金で対応したい、しかしながら年金で対応できないところは福祉的措置に頼らざるを得ないと、基本的にはそういうことでございますが、いろいろな類型がございます。

学生の場合は、四月六日付けの与党の合意文書でも書いてございますが、過去、任意加入の対象であつた時代から現在のように強制加入への対象

へと発展してきた過程で生じました特別な事情を踏まえた対応が必要だと思いますし、サラリーマンの配偶者についても学生とよく似た事情があると思います。他方、在日外国人のケースの場合、これは五十六年まではそもそも対象外でありましたし、五十七年に対象内に入つて強制加入とすることになりました。

したがいまして、そういう中で、五十七年以降から考えておりますから、老齢年金をもらう対象の方は加入期間が短いですからなかなか対象にならない。それから、障害者の場合は、これまた五十七年以降に障害を受けた方は対象になりますけれども、五十七年前に障害を受けた方は対象にならない、こういった非常に難しい問題があるわけであります。

そういう意味におきまして、冒頭申し上げましたように、年金で見る範囲と福祉的措置で見る範囲と、そういう総合的な対応をやつぱり考えていかなきやいけないというふうに思つております。

○黒岩宇洋君 ちょっとと確認したいんですけど、も、年金制度の枠内といつた場合には、先ほど申し上げた、入りたくても入れない在日外国人の方、これは制度の不備だから、では年金で手当をしよう、これは理屈分かります。学生、多分、今日お越しの皆さんもほとんど、学生時代、任意加入で入つていなかつたと思うんですね。十九歳十一ヶ月で障害を負うと年金はもらえるけれども、二十歳になつてからだと年金に入つていいないからもらえないという、これ、私は不備だと思うんです。

年金で措置をすると、その年金の不備を埋めるということでは、私は、論理矛盾はないんですが、福祉的措置になると、私は、いや、その立法趣旨は一体何かと聞きたいわけです。これは、今言つた制度の不備で年金がもらえない方も、ともすれば意識をして年金に入んなくて無年金となつて、障害を負つて年金もらえない人も、どちらも生活困窮度合いは一緒なんですよね。そうなんですよ。

福祉的措置といった場合、これは立法趣旨は明らかに生活の安定ですから、その場合、今言つた制度の不備で漏れた方であろうが、自分が自發的に年金制度に入らなかつた人であろうが、同じく生活困窮は一緒なんですよ。その場合、福祉的措置とおっしゃる限りには、私は、未加入、未納まで対応しないことには論理矛盾が生じると思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(竹本直一君) 困つておられるといいますか、救済措置を必要とする事情はいろいろあるうと思うんですけれども、基本的には年金に入つておつて、年金の納付義務を果たしておられる方が事項に該当した場合には、これは年金で当然面倒見れます。しかしながら、年金に入るべきであるにもかかわらず、その時点で義務を果たしていないという方に対する年金では面倒見れないと、そういうようなケースがいろいろあるわけでありまして、しかしほうつておけないところに対しても福祉的措置で対応すると、こ

う、うーとあります。

○黒岩宇洋君 ちよつと私、分かりづらかったん
ですが、もう時間もないんで、これお聞きしま

す。
坂口大臣が、参院の本会議で無年金問題について山本議員からの質問に対してもう答えておりま

す。今国会で、この対応についてですね、成立しますよう私も最大限の努力をする決意でございますという、これ、厚労大臣がお答えになつていま

す。
これ、厚勞大臣を支える政務官として、今国会

い。 中に何らかの成立をさせるとしつゝ、力目を下す。 立場としていかが対応されるか、お聞かせください。

○大臣政務官(竹本直一君) 年金を受給しておられない障害者の方々への対応でございますが、現在、与党におきましても検討が進められておりま

す。十分与党と調整を図りながら、対象者の範囲を始め、財源の確保問題や給付水準などの問題についての検討を進めていくことが必要であると考

えております。
いずれにいたしましても、できる限り最大限の努力をいたしてまいりたいと思つております。

現実にはまだ全金障害者に対して支給がなされていない。この状況は、私はこの障害者基本法十三条違反だと思うんですけれども、八代先生、

これいかがですか、提案者として。

金三三等の費用に間に必要があると語
ければならない。」ということを、これはもう努
力とかなんとかではなくて義務として課して いる

わけでありますから、早速与党の中でも、これは、この十三条に照らして検討をし、坂口試案をしかし実効あらしめるように我々も積極的に取り

何よりも、あのときの、移行期の無年金の学生
であり主婦であれ、あるいは在日の人であれ、大
組んでいきたいと思います。

変谷間に置かれているということはほうてはおけないと、こういう意識で頑張りたいと思いま

なく参加できるようにすることを基本とする
こと。

二、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者

の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含む充実強化を図ること。

三、障害者に対する障害を理由とする差別や権利侵害が行われた場合の、迅速かつ効果整備を含め充実強化を図ること

的な救済のために必要な措置を検討すること。

コミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツ

ソや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。

五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒が共に育てる学び

生徒と障害のない児童、生徒が共に育むこと、教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めるこ

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神の障害者一百一十九名がつゝ、通院料の二

精神上の障害を有する者であつて、統制的には生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者

七、国連における障害者権利条約の策定等の動
に対する施策をきめ細かく推進するよう努め
ること。

向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。
右決議する。

テンツは大きな経済波及効果、先生御指摘されるような大きな経済波及効果もございます。さらに、コンテンツ産業がうまく国際展開をしていきますと、我が国の国際的なイメージの向上にも大きく貢献をするというふうに認識しております。

そういう意味において、我が国にとつてもコンテンツ産業は戦略的な産業であるというふうに考えております。

先般、中川経済産業大臣が発表されました新産業創造戦略の中でも七つの有望重大産業の中の一つとして位置付けているわけでございます。そうした認識の下に、今年度におきましても、当省といたしまして政策を充実させてきているところでございます。

第一に、国際展開の支援でございますが、今年度初めて五億円を確保いたしまして、十月に開催予定の東京国際映画祭の際にコンテンツ市場、フィルムマーケットを創設するほか、カンヌ映画見本市など海外の見本市に対しまして我が国企業が出しやすいように支援をしているところでございます。

第二に、海賊版対策でございますが、御案内のように、コピー商品たくさん出てくるという問題がござりますので、今年は北京、上海において専門家の常駐化などを図つてしまいたいというふうに思っております。

第三に、人材育成そして資金調達の問題でござりますけれども、人材育成につきましては、特に日本に欠けていると言われておりますプロデューサーの育成を重点的に行つていきたいと考えております。資金調達においても、政策投資銀行における新たな投融資、融資制度などの創設を図つていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、多面的な支援が必要だと、先生がおっしゃるとおりでございまして、知財本部を始め関係省庁と連携を取りながら一層施策の充実等図つてまいりたいと思っております。

○松井孝治君 是非その方向でもっと力を注いで

いただかたいと思うんですね。こういう芸術文化の振興あるいはコンテンツ振興は、私は与野党超えてもつともっと政治家が声を上げていかなければいけないと思っています。

今日は文化庁からも寺脇部長お見えでございます。寺脇部長というと教育改革ということで非常

の目的というのは何だと思われますか。

○政府参考人(寺脇研君) 教育改革、教育改革自体は、教育を更に良いものに、時代に合ったものにしていくためにやるわけでございますが、寺脇部長は教育改革の目的というのは何だと思われますか。

○政府参考人(寺脇研君) 教育改革、教育改革自

は有名な方でございますが、寺脇部長は教育改革の目的というのには何だと思われますか。

私は、教育を更に良いものに、時代に合ったものにしていくためにやるわけでございますが、寺脇部長は教育改革の目的について、教育基本法の前文では文化国家をつくっていくということをまず最初に掲げておりますが、その後に、それを前提にした上で「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化的創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」というふうに書いてございます。

そういう意味で、教育をより良いものにしていくのが改革の基本方向ではないかと考えてお

ります。

○松井孝治君 おっしゃるとおりだと思います。

ね。しかしながら、やはり政治家も、ひょっとしたら霞が関もそうかもしませんが、文化という

ものの持つ意味をやはり軽視しているとか言い

うのがないと思います。

寺脇部長はたしか文部省にお入りになる前に既に映画評論家でいらっしゃったというふうに私は記憶しておりますし、キネマ旬報という雑誌の二月の後半の号ではいつも採点をしておられるといふうのを拝見しておるわけですが、寺脇部長から見られて日本の映画、コンテンツといつても幅広いですから、映画について、非常にすばらしい邦画もたくさん出でていますが、日本がもっとすればいい歴史を持つ日本でも百年以上の歴史を持つ映画の文化を更に良いものにしていくために

優秀な人材を確保することが難しいといったよう

いただきたいと思うんですね。こういう芸術文化の振興あるいはコンテンツ振興は、私は与野党超えてもつともっと政治家が声を上げていかなければいけないと思っています。

今日は文化庁からも寺脇部長お見えでございます。寺脇部長というと教育改革ということで非常

の目的というのは何だと思われますか。

○政府参考人(寺脇研君) 教育改革、教育改革自

も感じなければいけないのは、今ほど経済産業省の方からもお話をございました、今まで日本の映画というのは、多分三十年ぐらい前まではほとんどの政府は関与せずに民間の力のみで映画の黄金時代というのを築いてきたわけでございますけれども、テレビを始めとする様々なほかの分野が出てくる中で、映画の相対的な役割というのが小さくなってきたときに政府の援助というものがいろんな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こっております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こっております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こっております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こっております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こっております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こuptools

○松井孝治君 今、寺脇部長がおっしゃった、日本独特の流通とか映画関連産業の構造というふうにおっしゃいました。よりはつきり言えば、それはコンテンツと共に共通でございまして、この岸本さんが正にこの論文で書かれていますが、映画についても、例えばテレビ番組についてもあるいはアニメについてもみんな中抜きがなされている。せつかくある予算を組んだとしても、結局そこを実際制作している方々にきちんととした報酬が支払われていない、あるいはその方々の権利が保障されないということは、私は、先ほど豊田局長から御答弁がありましたが、抽象的には触れてはおられましたと思いませんが、これ非常に大事な問題なんじゃないかと思います。

正に経済産業省は、これは公取の所管にもかかわる話であります。公正競争室といふものを作つてコンテンツGMENというものを配置するとから御答弁がありましたが、その辺りもしっかりと国が援助していくということになりますと、外國のやり方をそのまま持つてくるという流れの在り方というものがもう既にかなり長い年月掛けてでき上がっておりまして、そのシステムを前提に国が援助していくということになりますと、外國のやり方をそのまま持つてくるという力でやつてきたものですから、どのような形でやつてきたためにならな

るのか、あるいは民間だけでやつてきたために起こっております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こております業界内の慣行でございますとか

なってきたときに政府の援助というものがいろいろな形で行われなければならない。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こuptools

○松井孝治君 今、寺脇部長がおっしゃった、日本独特の流通とか映画関連産業の構造というふうにおっしゃいました。よりはつきり言えば、それはコンテンツと共に共通でございまして、この岸本さんが正にこの論文で書かれていますが、映画についても、例えばテレビ番組についてもあるいはアニメについてもみんな中抜きがなされている。せつかくある予算を組んだとしても、結局そこを実際制作している方々にきちんととした報酬が支払われていない、あるいはその方々の権利が保障されないということは、私は、先ほど豊田局長から御答弁がありましたが、抽象的には触れてはおられましたと思いませんが、これ非常に大事な問題なんじゃないかと思います。

正に経済産業省は、これは公取の所管にもかかわる話であります。公正競争室といふものを作つてコンテンツGMENというものを配置するとから御答弁がありましたが、その辺りもしっかりと国が援助していくということは、幾ら国がお金を受けたとしても生まれないと思うんで含めて、この日本独特の産業の構造あるいは下請との関係、ここをきちっと是正していかないと、本当にいいしばらくの映画というのには、幾ら国がお金を受けたとしても生まれないと思うんですが、豊田局長に御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(豊田正和君) 我が国コンテンツ産業、先生御指摘のように、流通させる事業者が企業の規模も大きいし数も少ないと。一方で、制作をする事業者は中小企業が非常に多くを占めているわけですが、豊田局長に御答弁をいただきたいと思います。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こuptools

○政府参考人(豊田正和君) 我が国コンテンツ産業、先生御指摘のように、流通させる事業者が企業の規模も大きいし数も少ないと。一方で、制作をする事業者は中小企業が非常に多くを占めているわけですが、豊田局長に御答弁をいただきたいと思います。

ただ、その援助というものが、長らく民間のみの力でやってきたのですから、どのような形でやるのか、あるいは民間だけでやってきたために起こ

事業者の講ずる措置」ということでござりますが、いすれもこれ最後の締めが「努めるものとする」と、努力規定と。何かこう、自律的にとか自由にと言ひながらも「努めるものとする」と。基本理念に、しかもその「基本理念にのつとり、」というふうになつてゐるわけござりますが。そうすると、財政、金融上の支援措置を受けない者、そつう者にも經營に関与することを受けることにつながりはしないだらうかというちよつと懸念があるわけでございますが、その点いかがですか。

○政府参考人(森口泰孝君) 二十二条の規定でござりますけれども、これはコンテンツ事業者が講ずる措置ということでございますけれども、これは今先生もおっしゃられたとおり、民間企業が自ら的講すべき措置を努力規定というふうにして定めたものというふうに理解しております。したがいまして、この規定によって国が何らかの經營への関与をすると、そつういたものにつながるということではないものかなというふうに我々としては思つております。

○魚住裕一郎君 終わります。

○小林美恵子君 日本共産党的小林美恵子でございます。

このコンテンツ法案の二条を見ますと、コンテンツというものは人間の創造的活動によつて生み出されるものであるというふうに明記されていると思うんですね。つまり、文化とか芸術等は着目していないというふうにここからはとらえられるという面があると思うんですけれども、しかし同じ二条に、コンテンツというのは映画でありますとかアニメでありますとか、そつうまた文言があるんですよ。私は、法案の三条にも、文化芸術振興基本法の基本理念の配慮というのが明記されてると思うんですけども、やつぱり考え方など、文化芸術とは不可分のものではないかといふうに思つんでですね。

そこでお聞きしたいと思うんですけれども、先日もおつしやいましたけれども、中川経済産業大臣

臣は、新産業の新興分野の事業としてコンテンツ業界を対象としました。今もコンテンツ業界とい

うのは自動車産業規模に匹敵する十三兆円市場だ

というふうに言ひてゐます。こうしたコンテン

ツ業界を、ビジネスだけを優先することが文化芸術の自由な精神を阻害させないかという危惧もあ

ると思うんですけれども、この点、提案者はどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員(岸田文雄君) 御指摘の点でありますように、文化芸術という面、あるいは

産業という面、さらには国民生活の向上という面等々、様々な面で重要な役割を担つていると認識しております。

それで、文化芸術とのかかわりの部分で申し上

げたならば、先ほどちょっと世耕大臣政務官の答

弁の中に一部出ておりましたが、このコンテンツ

の分野がかかる基本法としましては我が國にお

いては、御指摘の文化産業振興基本法もあります。それから、IT基本法という基本法があります。そして、知的財産基本法という法律があります。言つてみれば、このコンテンツの分野はこの三つの基本法のちょうど中間に位置する分野だと

いうふうに思つています。中間に位置しているが

ためにどうもちよつと手薄な部分もあるんですね

いか、やはりこの分野に焦点を当てるという意味

でのこの新しい促進法という法律を作ろう、これが

当初の問題意識でありました。

ですから、当然のことながらこの文化芸術の分

野と深くかかわる、かかわりのある分野だとい

うふうに思つてます。その辺がこの三条一項

に基本理念の第一に文化とのかかわりを掲げて

いる、こういったことに表れてるというふうに考えております。

○小林美恵子君 そういうふうにおっしゃられま

すと、要するに文化芸術振興法の基本理念の配慮

という文言の中には、文化芸術の活動の表現の自由を守り、また自主性、創造性の尊重、その保

護、支援ということもあるということで理解して

もよろしいでしょうか。

○衆議院議員(岸田文雄君) おっしゃるとおりだ

と思います。

○小林美恵子君 次に、コンテンツの制作従事者の問題でお聞きしたいと思うんです。

○衆議院議員(中山義活君) 「適切な処遇」というのははどうなものでしようか。

○衆議院議員(中山義活君) 「適切な処遇」とい

うのは、知的財産のときに職務発明なんかありますね。こういうよう評価をされるか。日本の国

の、それがどのような評価をされるか。日本の国

では下請なんかで、例えば漫画のいわゆるアニメ、アニメーション、こうペラペラペラつてやり

ますね。一枚一枚かくと一枚三百円ぐらいだと。だったらこれは日本では今の十枚かいても三千円

だつたらこれ食つていけないから韓国の下請に任せようと。そうすると、そちらの方でどんどんどんど

ん日本の技術が流出していくと。又は、この三千円じゃできないから、アメリカで高く雇つている

からアメリカへ行こう、そういう技術者が行つ

ちやう場合があるわけですね。

そういう面では、しつかりした処遇をしていか

ないと、クリエーターがこの日本からなくなってしまうということが一番大きな問題なわけです。

ですから、我々はこれを法的にもちゃんとし

た処遇をしようということで二十二条の二項にいろいろ書いてあるわけでござります。

○小林美恵子君 今御答弁いただきましたけれども、私もちよつと調べてみました。

「忍たま乱太郎」というテレビのアニメを制作

している職場がございます。そこは、夜十時過ぎ

までもうやつぱり作業をなさつておられるという

んですね。従業員の給料というのはやつぱり出来

高制で、おつしやられたように、動画一枚かくの百五十円から百六十円の単価だそうですね。そ

れで、一ヶ月大体六百枚ぐらいかいていますと月

収十万円の生活だと。新人の場合四百枚がやつと

ということで、これではなかなか家賃も払えない

というのは、やっぱりその処遇を改善していくくというこ

とをお聞きしました。子供たちに夢を贈る方々の

処遇がやつぱり大変、こういうふうに大変という

のは、やっぱりその処遇を改善していくくというの

は御答弁なされたように大事なことだというふうに私も思います。

そこで、私は、文化庁にお聞きしたいと思うん

ですけれども、この法案には、この制作従事者の責務とされていると思うんですね。これだけではやつ

ぱり解決にはならないと思うんですね。政府として

実態をやつぱり把握して、支援することはやつぱり重要だというふうに思うんですね。

そこで、ちょっと突っ込んでお聞きしたいんで

すけれども、政府の知的財産戦略本部のコンテン

ツビジネス振興政策、また今回の中には、今回の

検討に当たっては、統計資料の整備が不十分であ

ることが指摘されたと。広くコンテンツに関する

統計資料の整備に努めることがあります。

昨年の参議院文部科学委員会で我が党の畠野議員が、アニメ映画の労働者の実態についての質問

をしたんですね。そのときには、文化庁は調査され

るということを御答弁されました。私は、やつぱりこの調査が大事だというふうに思うんですけれども、今この調査がどういう状況になつて

いるのか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(寺脇研君) 調査でござりますけれ

ども、これは実態をよく御存じの団体にお願いす

るのがよいということで、社団法人日本芸能実演家団体協議会という芸術家全体の地位向上に取り組んでおられる団体にお願いをいたしまして、調査を始めようとしているところでござります。も

う既に準備は完了しておりますので、この七月から八月にかけて調査をいたしまして、それをできる

だけ早急に取りまとめまして、今年度中にはその成果が得られるよう作業を開始しているところでございます。

○小林美恵子君 調査が進められているという御答弁でございました。是非、集約されて公表していただきたいというふうに思いますけれども。

私は、このことはこのコンテンツの人材育成と大きくかかわるというふうに思います。今のよだな待遇でございますと、八割の方が三年かけばいいかなというところになっているというふうに言つておられますので、これではやっぱり人材育成はなりませんので、やっぱり調査をしていただいて、待遇の改善、最低賃金を下回らないようないかななどということを申し上げておきたいなどいうふうに思います。

次に、資金の問題でお聞きしたいと思うんですけれども、もう時間もないんですけども、法案の十七条に多様な制度の資金調達が明記されています。映画の場合というのは制作費一億円ぐらい掛かるとも言っているんでしょうかね、物によるんでしようけれども、完成保証制度がやっぱり必要だというふうに思うんですけども、この点、私ども日本共産党も随分求めてきましたけれども、今回の法案の運用と併せて、早期にやっぱりこの制度の実現を行つていただきたいと思ひますけれども、その点、経済産業省いかがでしょうか。

○政府参考人(豊田正和君) 先生御指摘の完成保証制度でござりますが、映画の制作過程において完成保証会社が映画の完成を保証するという形で、金融機関による映画制作者への投融资を促進することを目的とする制度でございまして、米国などで行われている民間の制度だというふうに理解しております。

シネマコンプレックスの普及など、日本でも分销通ルートが多様化をしておりまして、映画への投資へのリターンも大分得られる環境は整つてあります。このため、我が国におきま

でございます。

○小林美恵子君 調査が進められていますけれども、幅広い投資家がコンテンツ投資に参加ができる環境を整備する立場をいたしまして、資金調達の円滑化を図るためにデイスクリージャーの基準の明確化ですか様々な課題の検討を行つておられますので、これではやはり人材育成にはなりませんので、やっぱり調査をしていただけて、待遇の改善、最低賃金を下回らないようないかななどということを申し上げておきたいなどいうふうに思います。

ただ、資金の確保をするということも含めて検討していただきたいということを申し上げておきたいなどいうふうに思います。

○小林美恵子君 もう時間が参りましたので質問はもうしませんけれども、最後に、私は、このコンテンツ業界というのはやっぱり中小業者の皆さん方が大きなウエートを占めておられるというふうに思います。

それで、この法案には中小業者の皆さんの特別の配慮というのがあるかと思いますけれども、やっぱり、今の資金調達の問題といい、待遇の改善の問題といいましても、やっぱり中小業者の皆さんに対する支援措置を、一步踏み込んで支援措置をやつてこそコンテンツ業界のこれから的发展につながるというふうに思いますので、この点を申し上げて、質問を終わりたいというふうに思ひます。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。

私は、今回のこのコンテンツ法案、大変評価いたし、そしてその取りまとめに当たらました岸田先生、中山先生、齊藤先生に本当に敬意を表したいと思います。

私は、与えられた時間はわずか五分ですので、もう参加することに意義があるという気持ちで早速質問に入らせていただきます。

このコンテンツといふもの、大変、本当に生活にも密着した大変重要なものであると私も認識しております。それがゆえに、決してすべてバラ色でプラスの面ばかりではないという、こういう認識もございます。例えば、青少年に与えるコンテ

ンツの中身の影響であるとか、コンテンツの中身によっては、その間に限らず、例えば今日も議論に出でてきました「冬のソナタ」、これ、各ビデオ屋さんに行つてももう貸出でないそうですね。家庭でお母さんがもう夜遅くまでこれを見て、若干家庭をおろそかにするとか、こういうことも起つて、そういうふうに認識をしております。

政府、私どもいたしましても、幅広い投資家がコンテンツ投資に参加ができる環境を整備する立場をいたしまして、資金調達の円滑化を図るためにデイスクリージャーの基準の明確化ですか様々な課題の検討を行つておられますので、これではやはり人材育成にはなりませんので、やっぱり調査をしていただけて、待遇の改善、最低賃金を下回らないようないかななどということを申し上げておきたいなどいうふうに思います。

○小林美恵子君 もう時間が参りましたので質問はもうしませんけれども、最後に、私は、このコンテンツ業界というのはやっぱり中小業者の皆さん方が大きなウエートを占めておられるというふうに思います。

それで、この法案には中小業者の皆さんの特別の配慮というのがあるかと思いますけれども、やっぱり、今の資金調達の問題といい、待遇の改善の問題といいましても、やっぱり中小業者の皆さんに対する支援措置を、一步踏み込んで支援

するとか、こういうことも起つて、若干家庭をおろそかにするとか、そういうことも起つて、そういうふうに認識をしております。

○衆議院議員(岸田文雄君) まず、先ほど来話がことから、知的財産投資協議会というのを昨年設立をいたしまして、資金調達の円滑化を図るためにデイスクリージャーの基準の明確化ですか様々な課題の検討を行つておられますので、これではやはり人材育成にはなりませんので、やっぱり調査をしていただけて、待遇の改善、最低賃金を下回らないようないかななどということを申し上げておきたいなどいうふうに思います。

○衆議院議員(岸田文雄君) まず、先ほど来話がございましたが、ただ、趣旨の中にも豊かさと潤いを与えるんだということがございますので、やはり國民生活、どのようにすばらしいものになつていくか、この点もお答えください。

○衆議院議員(岸田文雄君) まず、先ほど来話が出ておりますように、この日本の文化、今、現在国際的にも大変高い評価を得ています。第三次ジャポニズム時代と言われて、十九世紀末と一九五〇年代と、それに続く第三回目のジャポニズムの時代だということが言われてみたり、クール・ジャパンという言葉で、格好いい日本という言葉が盛んに使われてみたり、あるいは「千と千尋の神隠し」がアカデミー賞を取つてみたり、あるいは、ポケモンというゲーム、アニメーションのキャラクターがありますが、あのゲームソフトは世界じゅうで一億二千万本売れて、そして、そのカードは百三十億枚売れて、波及効果二兆三千億というふうに言われています。

これだけ高い評価を得ているわけですが、こうした成功例の一方で、先ほど来先生方の御質問の中になりましたように、前近代的な業界の慣行ですとか、そうした、財政ですか税制ですか十二分に力を発揮できていない、そういった残念な思いをしている方々も随分おられるわけあります。

こういった関係者が連携し、そして効率化、高度化に努める、基本理念を作るというのがこの法律の趣旨であります。そして、この趣旨の下に個別の法律、施策が進められることによって、文化芸術、産業振興、そして御指摘の国民生活においてもこの成果が出てくるというふうに思つています。

国民生活の部分においては、この文化芸術を享受するとか、そうした文化芸術を通して国民が生活に潤いを得るとか、さらには産業といふことで、日本の国、コンテンツ産業が発展することによって、自動車産業をはじめとする産業に発展す

午後零時二十九分散会

る可能性もあります。経済を発展させることによつて国民生活も潤う、こういった効果があるんではないかと考えております。

○黒岩宇洋君 最後に、私、実は、このコンテンツ法案を見て最初に実はあることを思い出したんです。

今から二十五年、三十年ほど前なんですけれども、「キャンディ・キャンディ」というテレビアニメがございまして、私とか多分、愛知先生とかは小学校のころ見ていたんですが、これは数年後にフランスで放映されまして、大ヒットしたそうなんですね。当時、フランスに赴任していたあるビジネスマンの娘さんが学校で、あのキャンディは日本のものよと言つたらいじめられたというんですね。キャンディはフランスのものだと。

だから、アニメの吹き替えになるとどこの国か分かんなくなるので、せっかく、日本文化の推進という意味ではそこら辺のことも若干考慮していだきたいと、そのことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(和田ひろ子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田ひろ子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(和田ひろ子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

平成十六年六月三日印刷

平成十六年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局